

宮の杜自治会のしおり

2023 年度版 自治会概要と各種手続きの手引き

= 目次 =

	頁
☆宮の杜自治会とは . . .	1
○会費徴収について . . .	1
(2 年目以降)	
○異動手続き . . .	1
・転居届	
・同居家族変更届	
☆宮の杜自治会館の利用について . . .	2
○使用申し込み	
・自治会館使用申込書	
☆自治会館備品貸出し . . .	3
○貸出し申し込み	
・備品貸出し申込書	
☆自治会館駐車場貸出し . . .	4
○使用申し込み	
・自治会館駐車場使用申込書	
☆宮の杜自治会防災関連 . . .	5

【添付資料】

☆宮の杜自治会貸出備品一覧表（備品管理表）

☆宮の杜自治会館 防災備品一覧表

☆宮の杜自治会 年間行事スケジュール

☆宮の杜自治会とは

- ・・・千葉市稲毛区と花見川区にまたがる稲毛北土地区画整理事業の区域が対象。

本会は、本地域の居住者相互の親睦及び居住者の良好な生活環境の維持管理に努め、
住みよい街づくりに寄与することを目的とします。

○目的達成のために行う事業

- (1) 相互の親睦並びに福利、厚生等の向上を図るための活動。
- (2) 集会所の所有運営管理、ゴミ集積所の清掃等、生活環境の維持改善に関する活動。
- (3) 市の街づくり、その他の行事に対する協力。
- (4) 防犯、防災、交通安全等に関する活動。
- (5) その他本会の目的達成のため、必要な活動。

※年間イベントについて→後述

※防犯灯について→故障などに気づいた際には、自治会へお知らせください。

○会費徴収について

・1 年目

徴収額 : 500 円/月（転入の翌月から 3 月分まで）

・2 年目以降

徴収時期 : 5～6 月頃

徴収者 : 各班の班長

徴収額 : 6,000 円（1 年間分）

○異動手続き

入会後の転居や、同居人、同居家族に変更が生じた場合は、下記の諸届けを各班長または近隣の役員にご提出ください。

<提出書類>：宮の杜自治会 転居届

※年度途中で転居し、自治会退会する場合、自治会費を返還致しています。

⇒転居月の翌月から 3 月までの会費を返還

（例：1 月転居の場合、翌月から 2 ヶ月分 1000 円返還）

<提出書類>：宮の杜自治会 同居家族変更届

※同居家族に変更（出生・転入・転出・死亡）があった場合。

※世帯全員が転出する場合は転居届を提出下さい（本届出は不要）。

※会員からの申告のあった個人情報については会員名簿の作成、弔慰金支給などの目的に使用致します。

☆宮の杜自治会館の利用について

＜施設の主な目的＞

- １．宮の杜住宅地の良好な住居環境の維持および自治会運営に関する諸事項の協議を行う
- ２．宮の杜住宅地内の居住者相互の親睦ならびに利便をはかる
- ３．地域防災拠点として使用する

○使用申し込み

※使用申し込みにあたっては、所定の申込書に必要事項を記入の上、管理者の使用許可を得て下さい（原則として使用希望日の3ヶ月前から7日前までの期間内に自治会事務室にて申し込んで下さい）。

◎使用の変更・キャンセルの受付は 7 日前までとします。

◎使用料の支払い以降の予約変更ならびに返金はいりません。

〈提出書類〉： 自治会館使用申込書

＜使用が禁止されるもの＞

- ・ 特定の政党活動または宗教団体による活動およびそれらに対し特別な利害を与える事業や集会
- ・ 居住環境等を阻害するおそれのあるもの。

＜使用区分及び優先順位＞

自治会館は、次の使用目的(1)～(6)のいずれかに該当する場合使用できます。

使用は原則申し込み順です。

但し、下記使用目的のうち上位のものが他の申込者に優先して使用することができます。

- (1) 宮の杜自治会または居住者が、良好な環境の維持、または地域防災活動、および自治会運営等に関する協議・集会を行う場合。
- (2) 自治体または電気・ガス・水道等の公益事業を営む者が、居住者に対するサービス等を目的として使用する場合。

↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ここまで 無料 ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑

↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ここから 有料 ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓

- (3) 居住者が、冠婚葬祭のために使用する場合。
- (4) 居住者が、居住者相互の親睦を目的として、料理・手芸等の各種講習会または学習会に使用する
場合。
- (5) 居住者が、教養を高めることを目的とした会合またはそれらに類することを目的に使用する場合。
- (6) その他、自治会長が必要且つ適正と認めたものに使用する場合。

＜使用時間＞

原則として午前9時～午後9時迄の1時間単位

＜使用料＞（１時間当たり）

	ホール	集会室（和室）
居住者	300円	300円
営利を目的とする居住者	1,000円	1,000円

※営利を目的とするか否かは、使用内容にかかわらず月謝等の金銭授受の有無等で判断します。

※6月～9月及び11月～3月までの期間の使用については使用料金とは別に冷暖房費として100円（1時間当たり）徴収します（冷暖房の使用の有無に係わらず徴収します）。

○回覧

自治会員が自治会館で教室等開催する際に、案内チラシを自治会回覧板で回せるようにしております。

【案内チラシ回覧の流れ】

1. 会館利用者が、回覧用の案内チラシを作成します。

（会館での開催内容についての案内である事）

2. 案内チラシの内容は、回覧前に自治会で確認します。

3. 自治会確認後、会館利用者が、回覧に必要な部数（55部）の準備をお願いします。

4. 案内チラシは、他の回覧物と合わせて行います。

（細かい時期の指定ができません）

◎詳細については、自治会へお問い合わせ下さい。

☆宮の杜自治会館備品貸出し

「宮の杜自治会館備品貸出し規則」に沿って、事務用品やイベント用品等の貸出しを行っています。（「宮の杜自治会館貸出備品一覧表（備品管理表）」に貸出し対象品目、料金、貸出し条件等が記載されています。）

○貸出し申し込み

＜提出書類＞： 備品貸出し申込書

＜貸出し対象者＞

- （１） 宮の杜自治会員。
- （２） その他、自治会長が必要且つ適正と認めたもの。

＜使用申し込み＞

所定の申込書を提出します。原則として使用希望日の3ヶ月前から7日前までの期間内に自治会館事務室にて手続きをお願いします。

☆宮の杜自治会館駐車場貸出し

「宮の杜自治会館駐車場貸出し規則」に沿って、駐車場の貸出しを行っています。

○使用申し込み

＜提出書類＞： 自治会館駐車場使用申込書

＜貸出し対象者＞

- (1) 宮の杜自治会員。
- (2) その他、自治会長が必要且つ適正と認めたもの。

＜使用申し込み＞

所定の申込書を提出します。原則として使用希望日の1ヶ月前から当日までの期間内に直接来館またはメール、電話にて自治会に申し込みをお願いします。

◎使用の変更・キャンセルの受付は7日前までとします。

◎使用料の支払いは7日前から使用希望日当日までにお願いします。

◎使用料支払い以降の返金はいりません。

使用料金（1日あたり）

	使 用 料（単位＝円）
	1台分1日あたり
居 住 者	300

※ 1日は0時～24時とする。12時～12時のように日をまたがる場合は2日とする。

注1）宮の杜自治会や認定団体（＊）の使用が発生した場合は、そちらが優先となります。

＊認定団体とは

・・・自治会員を構成員とする団体で、自治会内の公益を目的とする団体[2012年に規約制定]

（かえで会やOB会などが認定団体として活動しています。）

注2）使用料お支払いの際にはおつりが出ませんのでご注意ください。

（上記注は備品、駐車場共通です。）

☆宮の杜自治会防災関連

＜有事の際の避難心得＞

有事で避難が必要となった場合、以下に示す避難所または自宅（自宅避難）に避難して下さい。
安全が第一ですので、一番安全に避難できる場所に避難して下さい。

＜自治会付近の避難所＞

- ・宮野木スポーツセンター（収容可能人数 690 名 海拔:24.6m）☆宮の杜自治会が運営に参加
- ・宮野木小学校（収容可能人数 1,550 名 海拔 22.6m）
- ・緑が丘中学校（収容可能人数 1,360 名 海拔 18.5m）☆宮の杜自治会が運営に参加
- ・千葉北高等学校（収容可能人数 1,030 名 海拔 24.8m）
- ・緑が丘公民館（収容可能人数 210 名 海拔:25.9m）

（避難所一覧：<https://www.city.chiba.jp/somu/kikikanri/bosai/hinanbasoyoichiran.html>）

避難所の開設、運営は市の支援のもと地域住民が主体的に行う必要があります、避難所ごとに地域の自治会による避難所運営委員会を設立しています。宮の杜自治会は、周辺3自治会とともに宮野木スポーツセンター、緑が丘中学校の避難所運営委員会に参加しています。委員会の主な役割は市のホームページを参照してください。

（市のホームページ：<https://www.city.chiba.jp/somu/kikikanri/bosai/hinanjounei.html>）

＜MHS（宮の杜ほっとステーション）の役割＞

MHS は住人の災害時支援を目的とした自治会館を活用したボランティア組織です。支援内容等は、①現有資産の活用に限定し（原則スマホ等電源提供、トイレ使用のみ）、②自治会館の開館は原則震災後3日目以後（資源配分の観点から避難所の安定稼働が確認された後）です。

＜普段からの準備＞

避難所の収容人数には限りがあり、安全が確保されている限りは自宅での避難を考えましょう。そのために以下の対策をしましょう（できることからコツコツと）。

- ・家具の転倒防止やガラスの飛散対策
- ・食料備蓄：家族3日(理想7日)分（うち最低1日分は火や水が無くても食べられる物を）

＜ご参考＞

【避難時への備え】

- ・**子ども**用の避難品もひとりひとつを準備する
移動はベビーカーではなくおんぶや抱っこ。
避難品は子ども専用のもを用意する。
ハザードマップは親子で確認する。（自治会館でも見られます。）
- ・**高齢者**との避難がある場合は事前に受けられる支援を確認する
コミュニティを事前に把握し協力体制を整える。
担当医から常用薬や症状を聞いておく。
持ち出し品はウエアにまとめるなど工夫する。
- ・**ペット**との同行避難に備え専用避難グッズを用意
バッグに入れたりリードをつけて同行避難。
最低3日分のドライフードと避難グッズを用意。
身元が確認できるものを身につけさせる。
無駄吠えをさせないトレーニングを。

☆宮の杜自治会 年間行事スケジュール

時期	行事
春	自治会総会（4月下旬）※全自治会員が対象です。
	公園清掃（6月）
夏	夏のふれあいイベント（8月頃）
	敬老イベント（敬老の日前後）
秋	家族大運動会（体育の日）
	公園清掃（11月頃）
冬	冬のふれあいイベント（12月頃）
	防災イベント（23年度は無し）

※行事は変更する場合があります

☆お困りごとがあった際の相談窓口一覧

- | | |
|------------------|------------------|
| ・稲毛区役所 地域づくり支援課 | TEL 043-284-6106 |
| ・花見川区役所 地域づくり支援課 | TEL 043-275-6213 |
| ・花見川・稲毛環境事業所 | TEL 043-259-1145 |
| ・千葉市動物保護指導センター | TEL 043-258-7817 |

=====
以上、自治会員の皆様に知っておいていただきたい事柄を簡単にまとめました。

詳細は宮の杜自治会ホームページに各種、記載がありますので、どうぞご確認ください。

ご不明な点等ございましたら、事務局までお問い合わせください。

（使用料、自治会費などの金額に関しては変更する場合があります）

《宮の杜自治会事務局》

ホームページアドレス <http://miyanomori.asablo.jp/blog/>

メールアドレス miyanomori@chiba.email.ne.jp

住所 〒263-0054 千葉市稲毛区宮野木町 2134-9

TEL 043-301-6401（月、水、金曜日の9時から13時まで）



（発行）2023 年